

参考配布

平成 27 年 3 月 16 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5744)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令

及び労働者派遣事業改善命令

標記について、宮城労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、宮城労働局が配布した資料です。



ひと、くらし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

Press Release

宮城労働局発表
平成27年3月16日

担	宮城労働局職業安定部 需給調整事業室長	佐藤 正弘
当	需給調整事業室長補佐	柴崎 浩一
	電話	022-292-6071

電子機器製造会社へ「多重派遣」を 行っていた事業主を行政処分

～派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令

及び労働者派遣事業改善命令について～

宮城労働局（局長：土田 浩史）は、労働者派遣法（※）に基づき、労働者派遣事業を営む事業主に対して、本日、下記のとおり同法第21条第2項及び第49条第1項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 処分を受けた事業主

名称	株式会社ホリウチ・トータルサービス（代表取締役 権藤 浩二）
所在地	東京都大田区東馬込2-19-11
届出番号	特13-307550（平成19年11月28日受理）
処分内容	労働者派遣法第21条第2項に基づく停止命令（内容は第3のとおり） 労働者派遣法第49条第1項に基づく改善命令（内容は第4のとおり）

第2 処分の理由

株式会社ホリウチ・トータルサービスは、電子機器製造会社に対し、平成26年5月20日から平成26年6月18日までの間、労働者派遣法第5条第1項に違反して、厚生労働大臣の許可を受けずに、自らが雇用する労働者14名（延べ253人日）を派遣し、一般労働者派遣事業を行っていたこと。

また、株式会社ホリウチ・トータルサービスは、自らが雇用する労働者ではなく、業務請負契約と称して、A社、B社及びC社から派遣を受けた労働者23名（延べ431人日）を電気機器製造会社に供給し、さらに、労働者派遣契約又は業務請負契約と称する契約を締結して、A社がD社及びE社が

ら派遣を受けた労働者9名（延べ180人日）の労働者供給事業の供給先として供給を受け、当該供給された労働者を電子機器製造会社に供給し、労働者供給事業を行っていたこと。

第3 停止命令の内容

平成27年3月17日から同年3月30日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

第4 改善命令の内容

- 1 労働者派遣事業、請負事業の全てを対象として、これらが労働者派遣法及び職業安定法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検にあたっては、特に下記事項について重点的に点検すること。

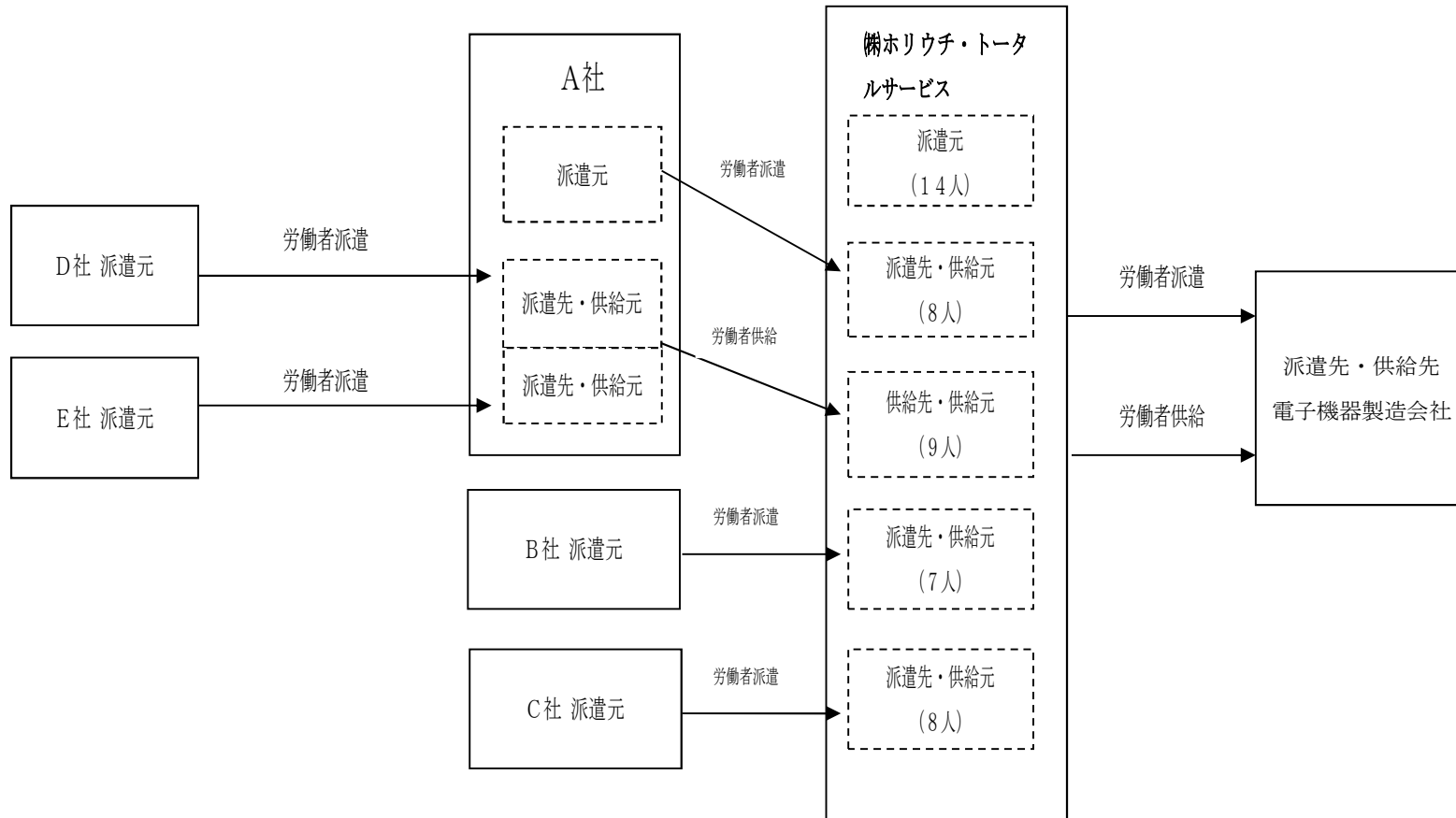
- ①労働者派遣法第5条第1項（一般労働者派遣事業の許可）
- ②同法第24条の2（派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主からの労働者派遣の受入れの禁止）
- ③職業安定法第44条（労働者供給事業の禁止）

- 2 上記1の事項に係る、労働者派遣法、職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

- 3 労働者派遣法、職業安定法等、労働関係法令の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

※労働者派遣法、職業安定法の関係条文は別添をご参照ください。

概要図



(別添)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(抄)

(一般労働者派遣事業の許可)

第5条第1項 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

(事業廃止命令等)

第21条第2項 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主からの労働者派遣の受入れの禁止)

第24条の2 労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主から、労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

(改善命令等)

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。)その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、派遣先が第四条第三項の規定に違反している場合において、同項の規定に違反している派遣就業を継続させることが著しく不相当であると認めるときは、当該派遣先に労働者派遣をする派遣元事業主に対し、当該派遣就業に係る労働者派遣契約による労働者派遣の停止を命ずることができる。

(権限の委任)

第56条第1項 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○職業安定法(抄)

(労働者供給事業の禁止)

第44条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。